

矢巾町

保育士等奨学金返済支援補助金のご案内

矢巾町では、保育士等の人材確保を目的として、奨学金を利用して資格を取得し、町内保育施設に就職した方に対して、奨学金の返済に要する費用の一部を助成する制度を令和2年4月からスタートさせました。

<対象者>※下記のすべてに該当する方が対象となります。

- ・令和2年4月1日から令和6年4月1日までの間に、町内の保育施設を運営する事業者[※]に保育士等として新たに雇用された方（期間が延長になりました）
- ・保育施設において、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は看護師の方
- ・奨学金を利用して保育士等の資格を取得し、奨学金を自ら返済している方
- ・勤務する保育施設に3月末まで継続して勤務し、翌年度以降も継続して勤務する意思がある方

<助成期間>

- ・最長3年間（36か月）

<助成金額>

- ・雇用されてから返済した奨学金の2分の1の額（1月あたりの上限額は7,000円）

<手続き>

- ・申請書と次の添付書類を子ども課子育て家庭支援係にご提出ください。
 - （1）奨学金を貸し付けた機関が発行する貸与を証明する書類の写し
 - （2）奨学金の返済状況が分かる書類の写し
 - （3）雇用を証明する書類の写し
 - （4）保育士証等の資格を証明する書類の写し

<対象となる奨学金>

- （1）生活福祉資金貸付制度による教育支援資金
- （2）岩手県母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度資金に限る）
- （3）公益財団法人岩手県育英奨学会の奨学金
- （4）日本学生支援機構の貸与型奨学金（第一種及び第二種に限る）
- （5）公益財団法人交通遺児育英会の奨学金
- （6）あしなが育英会の専修・各種学校奨学金
- （7）矢巾町奨学金貸付基金条例に基づく奨学金
- （8）上記のほか、これらに類するもの（ご相談ください）

<お問い合わせ先>

矢巾町教育委員会事務局

子ども課子育て家庭支援係（さわやかハウス内）

電話 019-611-2772

FAX 019-611-2779